

### 第3節 リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムについて（資料10-3-1～3参照）

#### 経緯

中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けて、平成15年3月28日に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表し、平成16年度までを「集中改善期間」として、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを推進している。

#### 概要

##### 1．中小企業金融の再生に向けた取組み

アクションプログラムは「中小企業金融の再生に向けた取組み」と「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」の二つの大きな柱より構成されている。第一の柱である「中小企業金融の再生に向けた取組み」に関しては、アクションプログラムにおいて、

「産業クラスター計画」への支援など各金融機関が地域において創業・新事業を支援していく機能の強化を図る、

中小企業再生支援協議会の活用など早期事業再生に向けた積極的な取組みを行う、

地域の中小企業向けデット・エクイティ・スワップや財務制限条項を活用した、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みを行う、

借り手への説明態勢の整備状況に関する監督のあり方を明確化する、

等の対応を盛り込み、中小・地域金融機関が真にリレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能を適切に発揮するよう促すこととしている。

##### 2．健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

次に、第二の柱である「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」に関しては、アクションプログラムにおいて、金融機関の「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」すなわち、「地域密着型金融のサステナビリティ」を保持する観点から様々な監督上の対応を盛り込んでいる。

具体的には、

資産査定に関しては、大口与信などの信用リスクに関する早期警戒制度を整備すること、

また、ガバナンス強化の面では、株式を公開しない銀行に対しても、株式公開銀行並のディスクロージャーを求めるとともに、協同組織金融機関については、ガバナンスの向上を図る観点から様々な対応を行うこと、

更に、地域貢献に関しては、各金融機関に対し、その実績のディスクロージャーを行うこと、  
を要請している。

なおアクションプログラムでは、中小・地域金融機関の不良債権の実態を踏まえ、主要行のような一律の数値目標は設けられていない。

#### 取組み実績

アクションプログラムに記載されている項目につき、実施された項目は以下のとおりである。

15年3月27日 金融審議会金融分科会第二部会報告  
「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」  
公表

3月28日 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」公表

(以下平成15事務年度)

7月16日 「新しい中小企業の法務に関する研究会報告書」において中小企業の財務再構築に関する基本的考え方の明示

7月29日 金融機関が整備すべき与信取引に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について事務ガイドラインを改正。

10月7日 各金融機関の策定した「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を取りまとめ、公表。

16年1月16日 アクションプログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績（15年度上半期）について取りまとめ、公表。

4月2日 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）」について公表、パブリックコメント

4月2日 「中小・地域金融機関の主な経営指標」を金融庁ホームページにて公表。

4月27日 「中小・地域機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果」について金融庁ホームページにて公表。

5月31日 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定・公表。

6月30日 アクションプログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績（15年度）について取りまとめ、公表。

\*このほか、全都道府県において「地域金融円滑化会議」を開催。今事務年度においては全都道府県で4回開催。